

○新見市水道事業給水規則

平成29年9月28日

規則第34号

改正 令和2年3月23日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、新見市水道事業給水条例（平成17年新見市条例第345号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置請求書)

第2条 条例第12条第1項に規定する給水工事をしようとする者は、給水装置請求書（様式第1号）を市長に申請しなければならない。

(利害関係人の承諾書等)

第3条 条例第12条第4項に規定する利害関係人の承諾書等の提出は、次によるものとする。

- (1) 他人の土地又は家屋に給水装置工事を申し込む者は、その所有者の承諾書を提出しなければならない。ただし、特別の理由があつて承諾を得られないときは、その旨市長に届け出なければならない。
- (2) 他人の給水管から分岐する水道工事又は他人の土地を通過する給水装置工事の場合は、既設装置又は土地所有者の承諾書を必要とする。
- (3) 前2号の場合の後に増設し、変更し、又は改造するときも同様とする。
- (4) 第2号の場合、既設給水管所有者が分岐給水との連絡を切断し、又は分岐箇所を移動しようとするときは、あらかじめ分岐引用者に通知しなければならない。この場合、分岐引用者が市長に対し何らの手続をしないときは切断及び移動を認めたものとみなす。

(工事概算予納金)

第4条 条例第18条第1項に規定する工事概算予納金は、予納金納入令書発行の日から10日以内に納付しなければならない。また、条例第18条第2項の規定による精算に過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(工事費の一部負担)

第5条 条例第26条第2項に規定する請求者の負担による施設から新たに給水を受けようとする者は、条例の適用を受けなければならない。

2 条例第26条第2項に規定する工事費の一部負担額は、市長が定める。

(給水開始・休止・使用者変更届・請求先変更届)

第6条 条例第36条第1項第1号及び同条第2項第1号に規定する給水の開始若しくは休止又は使用者若しくは請求先の変更を行う者は、給水開始・休止・使用者変更・請求先変更届(様式第2号)を市長に届け出なければならない。

(消火栓使用願)

第7条 条例第36条第1項第3号及び同条第2項第3号に規定する消火栓の使用をする者は、消火栓使用願(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(給水装置所有者変更届)

第8条 条例第36条第2項第2号に規定する給水装置の所有者に変更があったときは、新所有者は、連署の上、給水装置所有者変更届(様式第4号)を市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ず連署を得られないときは、新所有者は、所有権取得を証する書類を提示し、新所有者である旨の誓約書を添付しなければならない。

(市長の承認)

第9条 条例第40条に規定する連合して使用しようとする者は、給水使用の申込みをするときに併せて市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(上下水道料金納入通知書)

第10条 条例第40条第2項第3号に規定する料金を徴収する場合、上下水道料金納入通知書(様式第5号)を通知しなければならない。ただし、口座振替により料金を徴収する場合は、この限りではない。

(納入通知書)

第11条 条例第42条に規定する手数料を徴収する場合、納入通知書(様式第6条)を通知しなければならない。

(給水の停止の時期)

第12条 条例第47条に規定する給水の停止の時期は、次に定めるところによる。

- (1) 水道の利用者が水道料金等を期限内に納入しない場合は、その指定期限から60日を経過したとき。
- (2) 水道の利用者が、使用水量の計量又は給水装置の検査を拒み、又は妨げた場合は、事件発生を市長が確認したとき。
- (3) 警告書を発しても改めない場合は、警告書の期限を経過したとき

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第13条 条例第55条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、岡山

県小規模貯水槽水道指導要領に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する
検査の実施に努めなければならない。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日規則第15号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

給 水 装 置 請 求 書

受 付 日 付 及 び 番 号		管 理 者		課 長		課 長 補 佐		主 幹		係 長		主 査		道 路 申 請		担 当
設 計 (審 査 命 令 指 定 店)	年 月 日 Y 月 日	工 事 の 種 別		給 水 装 置 場 所		新見市		使用の目的		番地(町)						
量 水 器 取 付 号 功 竣 (検査)	年 月 日 Y 月 日	給 水 使 用 者		氏名		職業		家族数 人								
概 要		既 設 給 水 装 置 所 有 者														
工 事 負 担 金	円 調定	給 水 管 通 過 土 地 所 有 者														
設 計 審 査		給 水 装 置 場 所 土 地 所 有 者														
竣 工 検 査		給 水 装 置 場 所 家 屋 土 地 所 有 者														
道 路 占 用 査 査		給 水 装 置 所 有 者		代理人												
材 料 検 査		<p>新見市水道事業給水条例の定めるところにより給水を受けますので、工事負担金及び手数料を添えて、装置請求いたします。 万一工事費、料金等が延滞などの理由により給水を停止されても異議ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>新見市長 様</p> <p>請求者 住 所 氏 名</p>														

様式第2号(第6条関係)

給水(開始 休止 使用者変更 請求先変更)届

電 話	月	日	時	分	受 付 者	管 理 者		課 長		補 佐		係 長		係		担 当

使 用 者 番 号	口 径	メ ー タ ー 番 号	検 満 年 月 日

給 水 装 置 場 所	新見市		番 地	号 室			
フ リ ガ ナ			人 員	連 絡 先			
新 使 用 者 名							
フ リ ガ ナ							
旧 使 用 者 名							
開 栓 予 定 年 月 日	年	月	日	開 栓 者	月	日	開 栓 指 示 数
閉 栓 予 定 年 月 日	年	月	日	閉 栓 者	月	日	閉 栓 指 示 数
変 更 (予 定) 年 月 日	年	月	日				
転 居 先 (請 求 先)						(連絡先)	

新見市水道事業給水条例に基づき届け出ます。 (届出者) 住 所 新見市 番地
 年 月 日 氏 名
 新見市長 様 連絡先

様式第3号(第7条関係)

消 火 栓 使 用 願

受付日付及び番号	管		課		課		係		担	
	理				長				当	
	者		長		補		長			
					佐					
	栓 種 番 号		消火栓 号							
開栓命令者(受付者)	消火栓場所		新見市 番地(町)							
	使用予定日		年 月 日 時 分から 時 分まで							
立会者 年 月 日	使用計画概要									
使用時間又は水量	使用協議		消防団所轄部長氏名 ㊟							
料金原簿整理者	上記のとおり、消火栓を使用したいので、使用許可(立会)下さるようお願いいたします。									
送水関係者連絡			年 月 日							
	新見市		番地(町)							
			氏 名 ㊟							
	新見市長		様							
上記について許可する。 年 月 日 新見市長 ㊟										

様式第4号(第8条関係)

給水装置所有者変更届

電 話	月 日	時 分	受 付 者	管 理 者		課 長		補 佐		係 長		係		担 当
--------	-----	-----	-------	-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---	--	--------

使 用 者 番 号	口 径	メ ー タ ー 番 号	検 満 年 月 日
-----------------------	--------	----------------------------	-----------------------

受 付	確認根拠	署 名 契 約 登 記	給水装置 設置場所	新見市	番地
--------	------	-------------	--------------	-----	----

家屋所有者住所氏名

土地所有者住所氏名

所有者変更の理由

上記について、給水装置所有者を変更いたしますが、既設置物の一切の権利義務は、新所有者において継承することを連署をもってお届けします。

年 月 日

旧所有者 住 所

氏 名

㊦

新所有者 住 所

氏 名

㊦

新見市長

様

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 10 条関係)

様式第 6 号 (第 11 条関係)